

公益社団法人 福岡中部法人会委員会規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人福岡中部法人会（以下「本会」という。）の委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の組織)

第2条 常設の委員会として次の委員会を置く。

- (1) 総務委員会
- (2) 税制委員会
- (3) 広報委員会
- (4) 事業研修委員会
- (5) 社会貢献委員会
- (6) 組織委員会
- (7) 厚生委員会

2 必要に応じて、理事会の承認を得て臨時の委員会を置くことができる。

(委員会の職務分掌)

第3条 常設委員会の職務分掌については〈別表〉による。

(委員会の権限)

第4条 委員会は、理事会から付託された事項について審議し、提案・答申を行うとともに、理事会の決議に基づき前条の分掌職務を執行する。

(委員会の構成)

第5条 委員会には、支部、青年部会、女性部会から選出された委員を置く。

2 委員のうち1名を委員長、2名以内を副委員長とする。

(委員の選任)

第6条 委員長、副委員長、委員は理事会の承認を得て会長が委嘱する。

(委員の任期等)

第7条 委員の任期については、定款で定める役員の任期の規定を準用する。

(委員長及び副委員長の職務)

第8条 委員長は、所属委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代行する。

(委員会の招集)

第9条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

(委員会の議事)

第10条 委員会の議事は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2 委員会の議長は、委員長をもってこれに充てる。

(議決事項の報告)

第11条 委員長は、委員会の審議事項のうち重要なものについては、遅滞なく本会会長に報告するものとする。但し、軽微な事項については、担当副会長が出席することにより報告されたものとみなす。

(副会長の委員会への出席)

第12条 本会の副会長は、担当する委員会に出席して意見を述べるることができる。

第2章 雑 則

(改廃)

第13条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成8年4月25日から施行する。

平成14年8月2日一部改正

平成16年8月5日一部改正

平成18年11月1日一部改正

平成19年2月15日一部改正

平成25年4月19日一部改正

平成27年4月17日一部改正 平成27年6月1日から適用する。

<別 表>委員会の分掌事項（第3条関係）

1. 総務委員会

- (1) 予算及び決算に関すること。
- (2) 法人会組織に関すること。
- (3) 規程等の制定及び改正に関すること。
- (4) 事務局に関すること。
- (5) 各委員会の連絡調整に関すること。
- (6) 他の委員会の所掌に属さないこと。

2. 税制委員会

- (1) 税制改正提言に関すること。
- (2) 税制及び税務行政に対する陳情に関すること。

3. 広報委員会

- (1) 対外、対内広報活動の企画、実施に関すること。
- (2) 広報紙の編集企画及び発行に関すること。

4. 事業研修委員会

- (1) 税に関する事項の研修活動の企画・実施に関すること。
- (2) その他公益事業の企画・実施に関すること。（但し、社会貢献委員会の分掌事項を除く）
- (3) 会員交流事業等の企画・実施に関すること。

5. 社会貢献委員会

社会貢献活動の企画及び実施に関すること。

6. 組織委員会

会員増強活動の企画・提案に関すること。

7. 厚生委員会

会員に対する福利厚生事業の企画・実施に関すること。